

転出届（郵送用）

北海道檜山郡上ノ国町長 様

届出日（記入日）	平成 年 月 日
----------	----------

転出（予定）日	平成 年 月 日	届出人	氏名 ㊟			
			電話番号：自宅・勤務先・携帯電話・その他（ ） — — ※平日の日中連絡がとれる電話番号を必ずお書きください。			
新住所				新世帯主		
旧住所				旧世帯主		
異動者（転出する人）	No.	氏名	生年月日	性別	旧世帯主から見た続柄	マイナンバーカード又は住民基本台カードの有無
	1		大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女		有 ・ 無
	2		大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女		有 ・ 無
	3		大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女		有 ・ 無
	4		大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女		有 ・ 無
5		大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女		有 ・ 無	

○転出届を投函してから転出証明書（に準ずる証明書）がお手元に届くまで、郵便事情等により1週間以上かかる場合があります。日数に余裕をもって届出してください。

新住所地に住み始めてから14日以内に、交付された転出証明書及び印鑑、本人確認書類等を持参し、転入地の市区町村窓口で手続きをしてください。

○異動者（転出する人）の中にマイナンバーカード又は住基カードの交付を受けている方が一人でもいる場合は、転入届の特例により、カードを使った転入となります。なお、転入届の特例が受けられる場合、転出証明書は交付されませんので、上ノ国町役場より連絡があるまでお待ちください。

連絡があった後に、新住所地に住み始めてから14日以内にマイナンバーカード又は住基カード及び印鑑、本人確認書類等を持参し、転入地の市区町村窓口で手続きをしてください。

転入届出時には必ずマイナンバーカード又は住基カードを持参し、4桁の暗証番号の入力が必要です。

※マイナンバーカード又は住基カードをお持ちであっても、上記記載の転出日が当町受付時点で14日を経過している場合は転入届の特例を受けることができず、転出証明書に準ずる証明書が交付されます。交付された証明書・マイナンバーカード又は住基カード・印鑑・本人確認書類等を持参し、転入地の市区町村窓口で転入手続きをしてください。

※マイナンバーカード又は住基カードをお持ちの方が転入手続きをすることができない場合は、お問い合わせください。

○住民基本台帳カードの電子証明書は転出により失効します。

※改めて必要な場合は、マイナンバーカードの申請が必要になりますので、転入地の市区町村にお問い合わせください。

○マイナンバーカードの署名用電子証明書は転出により失効します。改めて、転入地の市区町村窓口で申請してください。※利用者証明用電子証明書は有効期間の満了まで有効です。

○国民健康保険証・介護保険証・各種医療証等をお持ちの方はこの転出届と一緒に上ノ国町役場までお送りください。

○国民健康保険・介護保険・児童手当等の手続きで別途上ノ国町役場までお越しいただく場合があります。

上ノ国町役場に送る封筒に同封するもの ※手数料無料	1. この転出届
	2. 返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。お急ぎの場合は赤字で「速達」と明記し、通常の郵便料金+速達料金を貼付してください。） ※転出証明書が交付されない場合は不要です。
	3. 届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード・顔写真付き住基カード・在留カード等） ※顔写真付の公的証明書がない場合、健康保険証と年金手帳などの2点必要です。
	4. お持ちの方は国民健康保険証・介護保険証・各種医療証

郵送・問い合わせ先

〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町役場 住民記録担当係 電話0139-55-2311